# 遊漁船業者登録票

氏名又は名称	猪熊 博之
登録番号	大分 5907
登録の有効期間	令和 6年8月13日から 令和11年8月13日まで
営業所の所在地	大分県津久見市長目 1506 番地
遊漁船の名称	アイジーマリン アイジーマリンⅡ アイジーマリンⅢ 大勝丸
遊漁船業務主任者の氏名	猪熊博之、速見一朗、幸鉄也
損害賠償措置の保険期間	令和 6年10月 1日から 令和 7年10月 1日まで

登録番号	大分5907			氏名又は名称	猪熊	博之		
作成日	R6/6/26	変更日	1:	// 2	: /	//	3:	//

別表4(全 2枚の 1枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等 船舶番号、漁船登録 旅客定員又は 業務形態 長さ 総トン数 整 遊漁船の 番号等 利用定員 主たる業務:◎ 理 名称 航行区域(該当に〇) 番 その他全て: 〇 异 遊漁船の使用状況 (該当に〇) 遊漁船の記載状況(該 通信設備※ 救命設備※1 当に() の状況 の状況 (該当に〇) 船舶の所有状況(該当 (該当に〇) (20) 第291-29183号 9.1 シ 11.98 m 30人 アイジーマ 1 リン (〇) 船釣り ( ) 平水・( ) 限定沿海・(○) 沿海・( ) 遠洋、近海 (◎) 瀬渡し※2 ( ) 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・( ) 他使用と兼用 () その他 ()改良型救命いかだ (○) 単独記載・ ) ( ) 重複記載 ( )業務用無線 ( ) EPIRB (非常 用位置等発信装置 ( )衛星電話 (〇) その他 ( ) AIS (船舶自 (O) 自己所有船舶· 動識別装置) (携帯電話) ( ) 他者所有船舶 ( ) その他 第294-23968号 0.4 12 4.91 3 人 m アイジーマ 2 リンⅡ (〇) 船釣り ( ) 平水・( ) 限定沿海・(○) 沿海・( ) 遠洋、近海 (◎) 瀬渡し※2 ( ) 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・( ) 他使用と兼用 ( ) その他 ()改良型救命いかだ (○) 単独記載· ( )業務用無線 ( ) 重複記載 ( )衛星電話 ( ) EPIRB (非常 用位置等発信装置) (〇) その他 ( ) AIS (船舶自 (O) 自己所有船舶· (携帯電話 ) 動識別装置) ( ) 他者所有船舶 () その他 重複記載※3している場合の事由 ( ) 多客期にチャーターするため () その他(

<sup>※1</sup> 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

<sup>※2</sup> 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当(法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。

<sup>※3</sup> 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

整	遊漁船の	船舶番号、漁船登録 番号等	総トン数	長さ		旅客定員又は 利用定員	The second second	美務形態 5業務:◎		
理番	名称	航行	区域(該当	に0)			その他全て:〇			
号		遊漁船の	使用状況(	該当に(	O)					
	1	遊漁船の記載状況(該 当に〇) 船舶の所有状況(該当	通信設備※ の状況 (該当に○)		救命設備※1 の状況 (該当に○)					
	20.00	(CO)	12 トン	13.53		40人				
3	アイジーマ リンⅢ	第282-19725号		177		1000000	(0)	船釣り		
	) J III	( ) 平水・( ) 限定	1717	7		)遠洋、近海		施到り 瀬渡し※2		
		( )遊漁船専用・(〇)	漁船と兼月	1 • ( )	他包	吏用と兼用	1197	その他		
		(○) 単独記載・ ( ) 重複記載	/ 3 site-rate FFT has date			)改良型救命 だ )EPIRB(非常 置等発信装置	(	)		
		(〇) 自己所有船舶· ( ) 他者所有船舶	(○) その他 (携帯電話)		( ) AIS (船舶自動識別装置) ( ) その他 ( ) )					
4	大勝丸	第294-17639号	4.4 12	11.69	m	16人				
4	JC1057 JC	( ) 平水・( ) 限定		沿海·	(	)遠洋、近海		船釣り 瀬渡し※2		
		( ) 遊漁船専用・(〇)	漁船と兼月	H • (	) 他包	吏用と兼用		その他		
		(○) 単独記載・ ( ) 重複記載	記載   ( ) 衛星電話	)改良型教命 だ )EPIRR (非常	( ) ( )					
		(○) 自己所有船舶· ( ) 他者所有船舶	( ) EPIRB (ま			)AIS(船舶自 別装置)				

( ) その他(

<sup>※1</sup> 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

<sup>※2</sup> 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当(法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。

<sup>※3</sup> 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

登録番号	大分5907			氏名又は名称	猪負	[ 博之		
作成日	R6/6/26	変更日	1:	//	2:	//	3:	//

#### 別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動 します。

## 〇一般的事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとと もに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、 船体動揺の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船 舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ 。)を着用します。
- 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤 、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について 、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避 険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- その他(
- ○船釣りをする場合
- ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。
- ○瀬渡しをする場合
- ・利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・ 磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣 を着用させます。
- ・磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。
- ○体験漁業 (観光定置、観光底びき等) をする場合
- ・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

登録番号 大分5907			氏名又は名称			猪熊	博之				
作成日	R6/6/26	変更日	1:	/	/	2:	,	//	3:	/	/

<b>刊表7</b> 出	航中止基準及び帰航基準	
出航中止	出航の可否の判断は、以下の方法により	り行います。 (該当に〇)
基準	(○) 単独の判断	( )団体による判断
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中出航地の波高出航地の風速 10 m以上 500 m未満・落雷のおそれがあるとき・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき・その他(	
帰航基準	ととします。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発・利用者に急病人やケガ人が出たとき 漁場における波高 漁場における風速	令 2 m以上 10 m以上 00 m未満

登録番号	大分5907			氏名又	r l	猪熊 博之						
作成日	R6/6/26	変更日	1:	/	/	2:	,	/ ,	/	3:	/	/

## 別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の 避難する場所

気象又は海象等の状 出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。

案内する漁場の位置	避難する港
津久見湾	長目漁港
臼杵湾	長目漁港
佐伯湾	長目漁港
別府湾	住吉泊地
伊予沖	国東港

上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

	瀬渡し (磯、筏、防波堤等渡し) の業務を行う場合
磯等と遊漁船との間 の連絡方法※ (該当に〇)	(○) 携帯電話 ( ) 衛星電話 ( ) 利用者に渡した発煙筒 ( ) その他(
磯等に遊漁船の旅客 定員を超えて利用者 を渡す業務の形態の 場合にあっては、緊 急的に利用者を収容 し帰航させる方法	大分県漁協津久見支店と緊急時の応援態勢を取り決めており、漁協所属の船舶を使用して利用者を帰港させる。
津波警報、注意報が 発令された場合の対 応	早急に利用者の安否確認を行い、直ちに回収に向かう。

- ※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に 適合するもの。
- ※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号	大分5907			氏名又は名称	猪熊	博之			
作成日	R6/6/26	変更日	1:	//	2:	//	3:	//	/

## 別表 10 情報を収集すべき事項

(1)	利用者の安全の確保
に必	必要な情報

出航地における波高、風速、視程

出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報

水路通報、気象・津波・海上警報等の情報

乗船する利用者数

(12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)

法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会 等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報 立入禁止区域に関する情報

## (2)漁場の安定的な利用 関係の確保に必要な情 報

法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報

漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する 都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報

法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

登録番号	大分5907			氏名又は名称	猪熊	博之			
作成日	R6/6/26	変更日	1:	//	2:	//	3:	//	/

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に〇)	<ul><li>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。</li><li>( ) 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。</li><li>( ) 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子もらう (ウェブサイトに周知事項をまとめたを含む)。</li></ul>	
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと・航行中、波の影響により船体が動揺することがあると、大候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国る要件に適合するもの)を着用すること・その他( ○瀬渡しの場合 ・瀬渡しの場合	ときは、動揺が と と 所及び使用方法 への救助協力 備え付けられ、 土交通省が定め ) る要件と同等以
漁場において口頭で説明する。	<ul><li>○一般的事項</li><li>・案内する漁場において注意すべき事項 (救命胴衣を常時着用するように指導する。)</li><li>・その他(</li></ul>	)
	○瀬渡しの場合 ・磯等からの帰航時間 ・磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) ・船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (着岸してから乗り降りすること。 ・その他(	)